税理士賠償責任事例 (ビデオ研修)

~ 消費税編 ~

近畿税理士会 天王寺支部

収録場所:たかつガーデン

収録日:令和3年8月27日金曜日

講師:近畿税理士会業務対策部

税理士賠償責任事例:消費税編

税理士に求められている注意義務

民法

(善管注意義務)

第 644 条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を 処理する義務を負う。

善管注意義務は、一般的には「その人の職業、経歴、生活状況等に応じて社会通念上要求される程度の注意をいう」とされ、税理士などの専門家には、当該職務の社会的使命などにかんがみ、一般的に求められるものよりも高度な義務が要求される。この善管注意義務は、税理士業務をめぐる賠償問題の重要なポイントの一つとなっている。

税理士等が当該業務を遂行するにあたって要求される義務には、①高度注意 義務、②忠実義務、③指導・助言・説明・情報提供義務、④業務補助者(使用 人等)に対する指導・監督義務等があるが、この範囲、内容は拡大される傾向 にある。

税理士に求められる善管注意義務の中身

(1) 高度注意義務

専門家として租税に関する法令に精通している税理士は、当該業務に際しては、一般人に比較して、より高度で広範囲の注意義務が求められる。

(2) 忠実義務

税理士等の業務は、依頼者が述べた事実や提示した範囲内で業務を遂行すれば足りるものではなく、税務の専門家として、更に深く事実関係を究明し、とるべき方法が複数ある場合には、納税義務者に最も有利な方法を選択することが要求される。

(3) 指導・助言・説明・情報提供義務

納税義務者は税理士を信頼し自己の適正な納税義務を履行するために税理士 等に依頼するのであるから、税理士等は業務遂行にあたっては、納税義務者に 正確な租税の情報を提供し、十分説明しなければならない。

(4) 使用人等に対する指導・監督義務

使用人等が行う補助業務は、税理士等の業務の一環であり、使用人等も高度な注意義務が要求されることとなる。したがって、使用人の過失に起因するものであっても、税理士等の債務不履行として民事責任が問われる。

税理士の専門家責任に対する対応

(1) 契約書の作成

文書による契約書の締結を励行するとともに、既関与で契約書が作成困難なものは、改めて、委嘱事項について再点検を行い、受託業務の範囲を明確にして、税理士等の責任の限界を明らかにする。そのうえで、責任をもって業務を遂行できる態勢作りに努め、委嘱形態を再検討するとともに、各税理士等の事務所の実情に適合した「業務契約書」の作成に努める。

(2) スケジュール管理

税理士の仕事には、申告期限・申請期限・届出期限というタイムリミットがある。申告期限に間に合わないことは、単に履行遅滞であるばかりではなく、期限内に申告書を作成して提出するという、委嘱契約の本旨に係ることであり、スケジュール管理は極めて重要である。

(3) 専門家として研究研鑽に努める

税理士法第39条の2の規定を受け、本会会則第59条において「税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない。」とされ、税理士会員の研修受講義務が規定されている。また、研修の受講時間について、「税理士会員は、本会、日本税理士会連合会等が実施する研修を、一事業年度に36時間以上受けなければならない。」と規定している。

(4)業務の記録

税理士法第41条及び第48条の16において、税理士は税理士業務に関して 業務処理簿を作成し、記録を残すことが義務付けられている。税理士は、業務 処理簿を記録しておくことで、自らの受任業務の範囲を明確にするとともに説 明責任を果たすことができる。税理士が行った税理士業務のてん末を明らかに しておくことは、税理士がその後における事案の推移に応じて、事案の全貌と 経緯を絶えず把握するのに必要なだけでなく、税務折衝の段階において参考に なる。

また、税理士の賠償責任が問われている今、税理士自身、自己防衛として業務の過程等の内容を記録しておく必要があり、職員の業務日誌等もリスク回避につながる。

(5) 消費税の届け出等の予定の検討

消費税の各種選択適用届出書の提出を失念したことによる損害賠償事故が非常に多い。毎事業年度終了前に依頼者と面談し次年度の予測を行い、本則課税と簡易課税の有利・不利の検討を行い、適用ミスのないようにしなければならない。そのためには、消費税届出関係管理台帳等を作成し、提出漏れのないようにすることが大切である。

「税理士職業賠償責任保険」の「事前税務相談業務担保特約」(任意加入)に加入することが推奨される。なお、この特約のみに加入することはできない。

(6) 使用人の指導と監督

使用人等が行う補助業務に対しても、税理士業務の一環である以上、高い水準での善管注意義務が要求され、使用人等の過失に起因するものであっても税理士の債務不履行として民事責任が問われることになる。

税理士法第41条の2に「使用人等に対する監督義務」規定があり、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。補助者が行う業務についても、税理士同様に、高度な注意義務、忠実義務、指導助言義務等があることを、日頃より補助者によく説明し、事務所をあげての業務水準の向上に努めなければならない。

(7)情報の管理

税理士法第38条により、税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、または窃用してはならないとして、守秘義務が課されている。このように、税理士等の事務所における情報管理の徹底は、今に始まったわけではなく、守秘義務という法律上の責任を持つ職業としては、当然の義務であったことはいうまでもない。情報の流出は、損害賠償請求の対象となるばかりでなく、税理士等としての信頼を裏切ることになる。

万が一、情報の漏洩が生じた場合に備えて、「税理士職業賠償責任保険」の「個人情報漏えい保険担保特約」(任意加入)に加入することが推奨される。なお、この特約のみに加入することはできない。

事故原因の類型と防止策

1 税法・省令・通達(優遇税制の適用失念等) 税法・省令・通達の不知(見落とし)、不十分な理解や解釈誤り

2事実関係

事実関係の不確認、確認不十分

3 税法・省令・通達と事実関係の当てはめ誤り

所得の種類区分、課税・非課税・不課税区分などの判断誤り、検討誤り

4 申告書・申請書・別表・届出書

提出失念や書式・用紙誤り、記載誤り、記入漏れ、添付書類不足や添付書類誤り、過去の届出書提出状況の確認不足

5 申告期限·届出期限等

期限の失念、期限を誤って認識

6 シミュレーション

申告方法・所得額計算方法・税額計算方法等に複数の選択肢がある場合の シミュレーションの失念 シミュレーション内容の誤り

7計算誤り、会計処理の誤り

足し算・引き算誤り、法令規定の計算順序の誤り、定率法と定額法の誤り

8 依頼者への説明不足、依頼者の意思確認不足

税法上の選択(消費税や租税特別措置法等)、課税事業者選択届、 簡易課税制度選択届

9思い込み

事故事例1 消費税 (新設法人の特例関連)

主契約 事例



消費稅

簡易課税制度選択届出書提出失念により 過大納付消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

平成28年2月、依頼者法人(人材派遣業・資本金3千万円)が設立され、翌月から関与 を開始した。

税理士は、第1期及び第2期の依頼者法人の消費税に簡易課税制度は適用できないと考え、何も検討しなかったが、後日第1期から簡易課税制度の選択ができたことが発覚した。

その後、税理士は、依頼者法人に過誤を報告し、課税期間特例選択届出書(3ヶ月、平成29年4月1日適用開始)、および、簡易課税制度選択届出書(平成29年4月1日適用開始)を提出したが、発生した過大納付消費税額について税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

●第1期消費税確定申告書提出の翌月、税理士は消費税対策について検討していたところ、第 1期から簡易課税制度の選択ができたことに気付き発覚した。

事故の原因

●本則課税適用の親会社から事業を引き継いで子会社として設立したため、子会社である依頼者法人も本則課税が適用されるものと思い込んでしまったため。

税賠保険における判断

●簡易課税制度適用が明白に有利である状況の中で、基準期間がない設立から2事業年度は 簡易課税制度の選択適用が可能であるところ、親会社の消費税申告状況から本則課税適用 になると思い込み、簡易課税制度選択届出書を提出しなかったことは税理士に責任ありと判 断された。

支払保険金

●過大納付税消費税額約1,000万円から税効果による回復額約350万円を差し引いた約650万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約620万円が保険金として支払われた。

(税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋)

(1)新設法人の特例について

消費税においては、中小事業者の納税事務負担などに配慮して、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者については、納税義務を免除する事業者免税点制度が設けられている。したがって、新たに設立された法人については基準期間が存在しないため、設立1期目及び2期目は原則として免税事業者となる。

しかし、その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人については、その基準期間がない事業年度における課税資産の譲渡等について納税義務を免除しないこととする特例(新設法人の特例)が設けられている。

(2) 簡易課税について

課税期間の前々年又は前々事業年度(以下「基準期間」という。)の課税売上高が 5,000 万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書(以下「消費税簡易課税制度選択届出書」)を事前に提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができる。

この届出書は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日 までに提出しなければならない。なお、当事例のように新規開業した事業者等は、 その開業した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業した日の属 する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる。

(3) 課税期間の短縮について

事業者は、課税期間ごとにその課税期間の終了の日の翌日から2か月以内(個人事業者の12月31日の属する課税期間は翌年3月31日まで)に、納税地を所轄する税務署に消費税の確定申告書を提出するとともに、その税金を納付しなければならない。

課税期間は、個人事業者については1月1日から12月31日までの1年間であり、法人については事業年度とされている。

ただし、特例として、届出により課税期間を次のとおり3か月ごと又は1か月 ごとに短縮することができる。

個人事業者が課税期間を3か月ごとに短縮する場合には、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日までの各期間を課税期間とすることができる。

また、個人事業者が課税期間を1か月ごとに短縮する場合には、1月1日から 1か月ごとに区分した各期間を一つの課税期間とすることができる。

法人が課税期間を短縮する場合には、事業年度の初日から3か月又は1か月 ごとに区分した各期間を一つの課税期間とすることができる。

課税期間の特例の選択をするためには、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を原則としてその適用を受けようとする短縮に係る各期間の開始の日の前日までに納税地を所轄する税務署長に提出することが必要である。

なお、課税期間の特例の適用を最初に受ける場合には、年又は事業年度開始の 日から適用開始の日の前日までを一つの課税期間として確定申告をしなければ ならない。

また、事業廃止の場合を除き、課税期間の特例の適用を受けた日から2年間は、 課税期間の特例の適用をやめること、又は3か月ごとの課税期間から1月ごと の課税期間へ、若しくは1月ごとの課税期間から3か月ごとの課税期間への変 更をすることはできない。

(4) 今回の事例について

第1期及び第2期ともに基準期間の課税売上が0円であるため、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を第1期の末日までに提出しておけば、制度の適用を受けることができた。

[対策]

新規設立会社や新たに関与することになった会社については、特に注意を払う。

届出の提出期限を再チェックしておく。

届出の提出ミスに気付いた場合でも、誤りに気付いた時点で早急に「消費税課税期間特例選択届出書」を提出し、課税期間を短縮して対応することで、影響額を抑えることが可能となる。

☑追加チェックポイント

① 新設法人の特例において資本金の額によって免税事業者に該当しないと 判断されるのは、当該事業年度の開始の日における資本金の額が1,000万円以上である法人であり、期末時点ではない。

⇒増資した場合に注意

- ② 特定新規設立法人についても、納税義務は免除されない。特定新規設立法人とは、平成 26 年4月1日以後に設立した新規設立法人(その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人)のうち、次の1.2.のいずれにも該当する法人である。
 - 1. その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規 設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の 者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当す ること。
 - 2. 上記 1. の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が 5 億円を超えていること。

⇒株主構成についても注意

③ 高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいう。

また、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物、構築物、 機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱 業権その他の資産で消費税等を除いた税抜価格が 100 万円以上のものをい う。

事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度が適用されない。

つまり、本則課税の期間が強制的に3年続くため、長期的に有利不利を判断する必要がある。

事故事例2 消費税(簡易課税制度選択不適用届出書関連)

主契約 事例

消費税

簡易課税制度選択不適用届出書提出失念により 過大納付消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者より雇用者2名が退職することになり、外注費が多く見込まれるとの報告を受けた。これを踏まえて検討したところ、簡易課税よりも原則課税の方が有利になると判断されたため、消費税簡易課税制度選択不適用届出書の作成及び提出の依頼を受けた。

しかし、税理士は、提出期限である平成28年12月31日までに、消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出を失念した。これにより過大納付消費税額が発生したとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

●依頼者の所轄税務署の職員より平成29年分の消費税の計算を簡易課税方式である旨指摘を受けたことで、消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出がされていないことが発覚した。

事故の原因

●税理士は、納税額のシミュレーション作業を優先して行い、簡易課税方式より原則課税方式が 有利になることを依頼者に報告したことで安心してしまった。その後、提出期限までに消費税 簡易課税制度選択不適用届出書の提出を怠ってしまったため。

税賠保険における判断

●税理士が、事前に事業形態の変更を聞いていたにもかかわらず、提出期限までに消費税簡易課税制度選択不適用届出書を作成することを怠り提出しなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●過大納付消費税額約600万円から税効果による回復額約100万円を差し引いた約500万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約470万円が保険金として支払われた。

(税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋)

(1) 「簡易課税制度選択不適用届出書」について

この届出書は、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出する(法37⑤)。

(2) 提出期限について

当該届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じる。したがって、簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに、この届出書を提出しなければならない。

(3) 今回の事例について

簡易課税と原則課税の有利判定をするタイミングを決算期末までにする必要があった。

[対策]

消費税の届出関係の提出期限は、決算期末までであることが多いため、どうしても失念しがちになる。TO DO リストへの記載や予定表への記載を行ったり、決算月には一度消費税の届出確認を行う習慣づけを行う等の対応が必要である。

☑追加チェックポイント

- ① 「消費税簡易課税制度選択届出書」や「消費税課税事業者選択届出書」等については、届出書の効力が、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じることとなっている。よって、決算日が土曜日か日曜日になる場合にも、提出期限はその事業年度終了の日までとなることに注意しなければならない。
 - ⇒決算期末は要注意。
- ② 簡易課税制度を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ簡易課税制度の適用をやめることはできない(法37⑥)。
 - ⇒長期的な事業の見通し等について、納税者にヒアリングする必要がある。

事故事例3 消費税 (課税事業者選択届出書関連)

主契約 事例

5

消費稅

課税事業者選択届出書を提出すべきところ誤って 課税事業者届出書(基準期間用)を提出し還付不能消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、平成28年11月、依頼者法人から輸出業を平成30年9月期より本格的に行う旨と、これに伴う消費税還付のため消費税課税事業者となるための届出書提出手続きの依頼を受けたが、誤って消費税課税事業者届出書(基準期間用)を提出してしまった。

平成30年11月30日、担当職員は平成30年9月期消費税確定申告書を提出したが、翌月、 税務署より消費税課税事業者選択届出書が提出されていないため消費税は還付されない旨 の連絡を受け、過誤が発覚した。

その後、税理士は決算期変更および消費税課税事業者選択届出書の提出をすることで損害の拡大を防止し、平成30年9月期課税事業者選択の救済を受けるべく陳情書を提出したが、税務署に認めらなかった。

その結果、還付不能消費税額が発生したとして、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

●税務署より消費税課税事業者選択届出書が提出されていないため消費税は還付されない旨 の連絡を受け、過誤が発覚した。

事故の原因

●税理士の勘違いにより本来提出すべき届出書と別の届出書を提出してしまったため。

税賠保険における判断

●税理士は、依頼者法人から報告および届出書作成依頼を受けて、平成30年9月期から課税事業者となって消費税額の還付を受けるため「消費税課税事業者選択届出書」を提出すべきところ、誤って「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を提出したことから、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●還付不能消費税額約1,200万円から税効果による回復額約260万円を差し引いた約940万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約910万円が保険金として支払われた。

(税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋)

(1) 課税事業者選択届出書とは

免税事業者が課税事業者になることを選択する場合の届出書である。

(2) 課税事業者届出書(基準期間用)とは

基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えたことにより課税事業者となる場合の手続である。

(3) 今回の事例について

届出の名称が似ていたため、勘違いしてしまった。

〔対策〕

消費税関係の届出書の名称は、類似したものが多いため、細心の注意を払い、確認をする必要がある。

☑追加チェックポイント

① 新規契約の際、過去の届出書を確認する必要がある。控えを残していない事業者も多いため、委任状を預かって税務署で確認するべきである。 電子申告の開始届を提出している場合には、メッセージボックスに格納される申告のお知らせに選択している状況が記載されているので確認できるが、メッセージが発信されるのは事業年度が終わった後(翌事業年度が開始してから)になるため、消費税の届出などは間に合わないことがある点に注意が必要である。

事故事例4 消費稅(法人設立届出書関連)

事前税務相談業務担保特約 事例

消費税

【事前税務相談】設立初年度の決算期を誤り 免税期間が短縮されてしまった事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者から法人設立の相談を受け、法人設立届出書を提出した。その際、「特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例」を考慮せず、設立初年度を10ヶ月月で区切り、9月決算法人とした。これにより設立初年度が特定期間に該当してしまい、結果として上記特例により2期目から課税事業者となってしまった。

これにより、設立事業年度を7ヶ月以下の短期事業年度として2期目も免税事業者であった場合と当初申告との差額につき損害が発生し、損害賠償請求を受けた。

設立初年度を7ヵ月で区切り、短期事業年度とすれば、2期目は上記特例の適用を受けず、免税事業者でいられたことから税理士に責任ありと判断され、消費税過大納付税額約700万円から税効果による回復額を差し引いた約500万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約470万円が保険金として支払われた。

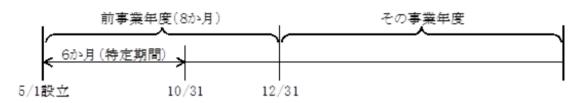
本件は、法人設立に関するという「未だ発生していない事実に対する『事前』の税務に 関する相談」に該当することから、事前税務相談業務担保特約の支払対象になると判断 された。

(税理士職業賠償責任保険事故事例より抜粋)

(1) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例とは

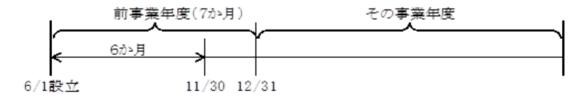
当課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円 以下であっても、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合には、当課税期間においては課税事業者となる。(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできる。)。特定期間は、原則として、前事業年度の開始の日以後6か月の期間となるが、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合がある。

(2) 法人の設立1期目が8か月以上の場合



法人設立の日から前事業年度終了日までに8か月の期間があるため、その期間は特定期間に該当する。したがって、前事業年度の課税売上高による判定の必要はある。

(3) 法人の設立1期目が7か月以下の場合



法人設立の日から前事業年度終了日までに6か月の期間があるが、前事業年度は7か月以下であるためその期間は特定期間に該当しない。したがって、前事業年度の課税売上高による判定の必要はない。

(4) 今回の事例について

設立事業年度を7か月以下とすれば、2期目も免税事業者であった。

[対策]

納税者にヒアリングを行い、納税者の売上金額及び給料支払額によっては、 設立1期目が特定期間に該当して良いか判断する必要がある。

☑追加チェックポイント

- ① 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合には、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除するのではなく、課税売上げに対応する部分のみを控除する。この際、一括比例配分方式を選択した場合には2年間変更不可となるため、当年度の申告だけでなく、翌期の売上の状況を納税者にヒアリングしておく必要がある。
- ⇒翌期に多額の非課税売上が発生する場合は、個別対応方式が有利となる可能性あり。

税理士職業賠償責任保険に係る留意点

(1) 税理士職業賠償責任保険の概要

日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士及び税理士法人を保険加入者とする団体契約(毎年7月1日から1年間)であり、個人用保険(対象:開業税理士・所属税理士)と、法人用保険(対象:税理士法人)の2種類ある。

主契約の内容	税理士または税理士法人が、その資格に基づいて行った業務に起因して保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受け(※)、法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害のうち、保険加入者および被保険者のどなたも当該業務を委嘱した被害者ではない場合に限り、保険金をお支払いします。 ※ 税理士業務を行った(申告書作成提出など)時の保険加入有無は問いません(下線部分は 2019 年 7 月から追加適用となりました)。
保険加入者の 対象	開業税理士・税理士法人・直接受任業務を行う所属税理士
被保険者	■ 保険加入者の開業税理士本人及び業務の補助者たる税理士■ 保険加入者の税理士法人及び社員税理士、使用人税理士■ 保険加入者の所属税理士本人
加入受付期間 と保険期間	初年度の加入受付期間は、毎年6月から3月末日までです。 保険開始日は、保険料払込日の翌月1日午後4時から、保険満期 日は、7月1日午後4時です。 2年目以降の加入受付期間は、4月から6月末日までです。 保険開始日は、7月1日午後4時から、保険満期日は、翌年7月 1日午後4時です。

保険料	主契約保険料は、主契約タイプと事務所の人員数によって決まります。有料オプション(特約)を追加する場合は、主契約保険料に特約保険料を加算します。初年度は、加入月数分を一括払いです。 計算式:年間保険料×加入月数 12 2年目以降は年間保険料を一括払いとなります。		
	※「年間保険料」とは、主契約保険料と特約保険料(有料オプション)を合算した1年間の保険料のことです。有料オプション(特約)を追加しない場合は、1年間の主契約保険料のみです。		
加入手続き	申込書「加入依頼書兼払込取扱票」に契約内容を記入・押印のうえ、 保険料をゆうちょ銀行(郵便局)からお払込みください。 初年度は、 上記「郵便局払込方式のみ」の受付となります。 団体契約(日本税理士会連合会)につき、個々の銀行振込は対応できませんので何卒、ご了承願います。 契約更新時からは保険料口座振替がご利用できます。		

○有料オプション

事前相談特約	事前税務相談業務担保特約を付帯した場合は、主契約の税務相談に は該当しない事前税務相談業務による過大納付税額(還付不能税 額)・費用損害リスクを補償します。
情報漏洩特約	情報漏えい担保特約を付帯した場合は、「情報の漏えい」または「情報漏えいのおそれ」による賠償リスク・費用損害リスクを補償します。

※ 上記内容は、税理士職業賠償責任保険の一部をご説明したものです。

(2) 補償期間延長に関する特則

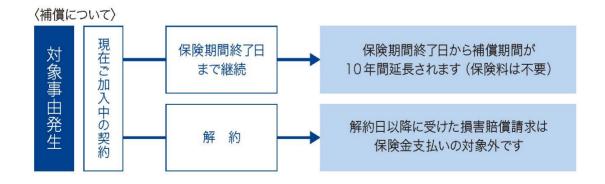
記名被保険者において、保険期間中に次のいずれかの事由が生じた場合は、 保険期間の途中で解約しない場合に限り、次年度以降の更新手続きおよび保 険料は不要のうえ、補償期間が保険期間終了日以降 10 年間延長される。

したがいまして、当該事由が生じる前に行った業務につき記名被保険者、またはその相続人に対して損害賠償請求がなされたときは、保険期間終了後10年以内であれば、その請求は保険期間終了日に提起されたものとみなして補償される。

〈対象事由〉

記名被保険者	対象事由	
	①税理士登録の抹消※	
開業税理士	②税理士法人の社員税理士に変更登録	
	③他の開業税理士もしくは税理士法人の所属税理士	
	に変更登録	
税理士法人	解散	
	①税理士登録の抹消**	
所属税理士	②開業税理士に変更登録	
	③税理士法人の社員税理士に変更登録	

※税理士法第26条第1項第3号のうち同法第25条第1項第3号以外の事由に該当して登録が抹消された場合を除く。



(3)保険の対象となる損害

国内において、税理士等の職業上、相当の注意をしなかったことに基づいて提起された損害賠償請求について、法律上、賠償責任を負担することによる損

害が対象である。対象となるのは、税理士法に規定する次の業務上の責任に限られる。

- ①税務代理(法2条1項業務)
- ②税務書類の作成(法2条1項業務)
- ③税務相談(法2条1項業務)
- ④上記①~③の業務に付随して行う財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行(税理士法2条2項業務)
- ⑤裁判所での補佐人としての陳述(法2条の2に規定する業務)
- ※ 税理士等が日本国内において税理士の資格に基づいて遂行した一定の 業務に起因して、職業上相当な注意をしなかったことにより法律上の損害 賠償責任を負担することによって被る損害を対象としているため、上記① から⑤以外の業務を起因とする損害賠償責任については保険の対象にな らない。

なお、この保険では、使用人等が税理士等の業務の遂行補助者として業務を遂行するうえで過失があったことにより、税理士等がその使用者として法律上の損害賠償責任を追及された場合も支払の対象となる。また、所属税理士が自らの名で受任した業務についても、単独で当該保険に加入すべきである。

(4) 保険期間中の注意点

①開業税理士から社員税理士へ登録を変更する場合

開業税理士から社員税理士へ登録変更(税理士法人を新設)した場合は、新たに法人用保険に加入する必要がある。なお、保険期間の途中で開業税理士から社員税理士へ登録変更した場合、補償期間延長の特則により、保険期間終了後10年以内に、開業税理士のときに行った業務について損害賠償請求が提起された場合は補償の対象となる。ただし、この特則の適用を受けるためには、保険期間の途中で解約をせず、保険期間終了日まで加入していた場合に限られるので注意が必要である。

また、新設法人の法人用保険開始日は、保険料払込月の翌月1日午後4時からになることから法人設立準備段階から加入手続きを行う必要がある。

②所属税理士へ登録変更をする場合

所属税理士は、他の開業税理士または税理士法人の補助者として税理士業務に従事することから、当該開業税理士または税理士法人が保険に加入していれば、被保険者として扱われることになる。したがって、個人的に保険に加入する必要はありません。ただし、所属税理士が直接受任する業務は保険の対象外となるので注意が必要である。

③業務廃止(登録の抹消)の届出をする場合

保険を解約(脱退)した場合、解約日以降は一切補償がなくなることになる。一方、保険を解約せず、保険期間の終了日まで加入することにより、業務廃止前に行った業務について損害賠償請求が提起されても、補償期間延長に関する特則により、保険期間終了後10年間は補償が継続される。

④税理士事務所の代表者を変更する場合

税理士事務所の代表者を変更する場合は、新たな名義で個人用保険に加入する必要がある。なお、代表者変更前のときに行った業務についての補償を残したい場合は、次のような取扱いになる。

- (i) 前代表者が開業税理士登録をそのままにした場合: 前代表者名義で引き続き保険に加入する必要がある。
- (ii) 前代表者が登録抹消または所属税理士へ登録変更をした場合:補償期間延長(10年)の特則が適用される。ただし、前代表者が所属税理士に登録変更後、業務を直接受任する場合は、個別に個人用保険に加入する必要がある。

参照:(株)日税連保険サービス,税理士職業賠償責任保険, http://www.zeirishi-hoken.co.jp/zeibai/index.html